統計法の改正



東京大学大学院法学政治学研究科 教授 宇賀 克也

1 はじめに

統計法は、公的統計が国民にとって合理的 な意思決定を行うための基盤となる重要な情 報であることにかんがみ、公的統計の作成お よび提供に関し基本となる事項を定めること により、公的統計の体系的かつ効率的な整備 およびその有用性の確保を図り、もって国民 経済の健全な発展および国民生活の向上に寄 与することを目的とする (同法1条)。ここで いう公的統計とは、行政機関、地方公共団体 または独立行政法人等(以下「行政機関等」 という)が作成する統計をいう(同法2条3項)。 また、国の行政機関が行う統計調査事務の多 くは地方公共団体に委託されている。したがっ て、地方公共団体にとって、統計法は、重要 な法律である。2018(平成30)年5月25日に「統 計法及び独立行政法人統計センター法の一部 を改正する法律」が参議院本会議で可決・成 立し、6月1日に平成30年法律第34号として公 布された。この改正は、統計委員会の機能拡 大についても重要な意義を有するが、本稿で は、紙幅の関係で、地方公共団体との関わりが 大きい改正内容について解説することにする。

2 調査票情報等の利用および 提供に関する制度の整備

平成30年法律第34号による統計法改正の大きな柱の一つが、調査票情報の提供対象の拡

大である。調査票情報は、個人または法人を 特定しうるものであるので、提供を受けた者 にとっては、調査研究に用いる価値は大きい ものの、それによりプライバシー侵害や営業 秘密の漏えいの危険があるし、たとえ秘密の 漏えいが発生しなくても、過度に広範な提供 が行われれば、統計調査に対する国民の信頼 を損ない、統計環境の悪化を招くおそれがあ る。そのため、従前は、会計検査院を含む国 の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等、 地方独立行政法人、地方三公社が統計の作成 もしくは統計的研究を行う場合またはこれに 準ずる公益性を有する場合に限定して認めら れてきた。これに準ずる公益性を有する場合 としては、行政機関等との共同研究や補助金 を受けた調査研究に係るもの等が総務省令で 定められてきた。平成30年法律第34号による 改正では、33条の2の規定が新設され、一般 からの求めに応じ、学術研究の発展に資する 統計の作成等その他の相当の公益性を有する 統計の作成等として総務省令で定めるものを 行うものに提供することができることとされ た。調査票情報の民間への提供の門戸を開い たという点での大きな改正である。総務省令 では、学術研究の発展や高等教育の発展に資 する統計の作成等を認める予定である。

統計調査への国民の信頼を確保するために、拡大された提供を受ける者にも秘密保持義務を課すことは当然として、さらに、調査票情報の利用の透明性の確保および利用の成果を社会に還元するため、調査票情報を提供した

連載2「行政法の論点」

ときは、調査票情報の提供を受けた者の氏名 または名称および調査票情報に係る統計調査 の名称等を公表し、調査票情報の提供を受け た者は、作成した統計または行った統計的研 究の成果を遅滞なく調査実施者に提出し、調 査実施者は、提出された統計または統計的研 究の成果等を公表することとされた。たとえ 民間に調査票情報が提供されても、そのこと が、提供を受けた者にのみ利益を与えるので はなく、成果が社会に還元されることは、調 **査票情報の提供の拡大に対する国民の理解を** 得て、統計制度への信頼を確保するために、 きわめて重要なポイントである。従前、調査 票情報の提供を受けることができるとされて いた場合にも、同様の義務が課されたことも、 透明性の向上につながる。

3 オーダーメード集計および 匿名データ

2007 (平成19) 年における統計法の全部改正 は、行政のための統計から社会の情報基盤と しての統計へのパラダイムシフトを志向した ものであるが、その象徴といえるのが、委託 による統計の作成等(オーダーメード集計)(同 法34条) および匿名データの作成・提供(同 法35条、36条)に係る制度の導入である。こ れらの制度の場合、調査票自体を提供するわ けではないので、漏えいした場合のリスクは 調査票の提供の場合より低く、そのため、調 査票の提供よりも緩和された要件の下で提供 が認められてきた。これらの制度導入後約10 年が経過したが、特に問題なく安定的に運用 されてきた。平成30年法律第34号による改正 により、オーダーメード集計、匿名データの 提供要件も緩和され、相当の公益性を有する ものとして総務省令で定めるものにも提供可 能になる。総務省令では、官民データ活用推 進基本計画において、わが国が対応すべき諸 課題に対しデータの利活用により解決が期待 できる分野とされている8つの重点分野のい ずれかに係る統計の作成等であって、委託す る者から当該統計の作成等が国民経済の健全 な発展等につながることが示された場合に提 供可能とすることが想定されている。

4 事業所母集団データベースに 記録されている情報の提供を 受けることができる範囲の拡大

事業所母集団データベース (ビジネスレジス ター) は、総務大臣が、正確かつ効率的な統計 の作成および統計調査における被調査者の負 担の軽減に資することを目的として、調査票情 報や行政記録情報を利用して整備するもので あり、2007年における統計法の全部改正の際に は、すべての公的統計の作成主体である行政機 関等を事業所母集団データベースの提供対象 とすることが適当と整理された。しかし、公的 統計に対する国民の信頼を確保する観点から、 当面は、事業所母集団データベースの提供の効 果が大きいと見込まれる大規模な統計調査を 実施しうる者に提供対象が限定された。具体的 には、行政機関のほか、政令で定める地方公共 団体(都道府県および政令指定都市。同法施 行令7条1項)、届出独立行政法人等(日本銀行。 同法施行令8条1項)が提供対象とされた。今 回の改正で、地方公共団体および独立行政法 人等全体に提供対象が広がり、公的統計の作 成主体全体が提供対象になることになった。

著者略歴

宇賀 克也 (うが・かつや)

東京大学法学部卒。現在、同大学大学院法学政治 学研究科教授。

単独著として、『行政法概説 I (第6版)』、『行政 法概説Ⅱ (第6版)』、『行政法概説Ⅲ (第4版)』、『地 方自治法概説 (第7版)』、『行政法 (第2版)』、『新・ 情報公開法の逐条解説(第8版)』、『情報公開の理 論と実務』、『情報公開法』、『情報公開法・情報公 開条例』、『ケースブック情報公開法』、『情報公開 法の理論(新版)』、『情報公開・個人情報保護』、『情 報公開と公文書管理』、『個人情報保護法の逐条解 説(第6版)』、『個人情報保護の理論と実務』、『解 説 個人情報の保護に関する法律』、『番号法の逐条 解説 (第2版)』、『逐条解説 公文書等の管理に関 する法律(第3版)』、『Q&A 新しい行政不服審 査法の解説』、『行政不服審査法の逐条解説(第2 版)』、『解説行政不服審査法関連三法』、『改正行政 事件訴訟法 (補訂版)』、『行政手続三法の解説 (第 2次改訂版)』、『行政手続・情報公開』、『行政手続 と行政情報化』、『行政手続オンライン化三法』、『自 治体行政手続の改革』、『行政手続法の理論』、『国 家補償法』、『国家責任法の分析』、『政策評価の法 制度』、『アメリカ行政法(第2版)』等がある。